

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
ひたちなか市売店設置運営要項

1 趣旨

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及び第 1 9 回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」において、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会ひたちなか市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了 3 0 分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は実行委員会が決定し、売店の規模は、1 出店者につき 1 ブースを割り当てるものとし、1 ブースの面積は約 2 0 m²（2 間×3 間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれらを変更できるものとする。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

- (1) テント（2 間×3 間） 1 張以内（横幕を含む。）
- (2) 長机 6 台以内
- (3) 椅子 4 脚以内

7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）、契約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（1）スポーツ用品

（2）国体記念グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会マスコットキャラクター「いばラッキー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

（3）郷土物産品

（4）飲食物（アルコール飲料を除く。）

①製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

②現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

（5）宅配便

（6）その他実行委員会が特に必要と認めたもの

9 出店者条件

売店の出店者は、（1）の条件のいずれかに該当し、かつ（2）の条件をいずれも満たす者とする。

（1）次の条件のいずれかに該当する者

①申請時に1年以上、市内に店舗を有して営業を継続している者

②競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

③第69回大会以降の国体、競技別リハーサル大会又はいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会に出店実績がある者

④その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

- ①各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- ②法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ③当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- ④飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
- ⑤申請書提出時点において、市税（ひたちなか市が賦課徴収するものに限る。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。
- ⑦従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理に要する経費の一部として、別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定に関わらず、実行委員会が特に認めた場合は、出店料を免除することができる。
- (4) 前号の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、実行委員会は承認した者に対し、売店出店免除許可証（様式第8号）を発行するものとする。
- (5) 出店を許可された者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- (6) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいず

れかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

なお、実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

1.2 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

1.3 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、必要に応じて実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ①現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
- ②食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ③早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- ④廃棄物収納容器は、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- ⑤調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

1.4 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに保健所の收受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

1.5 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

1.6 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

1.7 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。
ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

1.8 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。

- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあっては、ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (14) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (15) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めるとき。

2.2 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2.3 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

2.4 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2.5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店については、この要項に準じて実施し、大会の規模、競技に応じて運用する。